

和歌山県の海で釣りを楽しむみなさまへ

◎火光を利用する船釣り等禁止区域について

和歌山県内では、遊漁者の火光を利用した船釣り等により漁業権漁業に支障がある海域について、下記の和歌山海区漁業調整委員会指示により遊漁者による火光を利用する船釣り等を禁止する区域を設定しています。

つきましては、船釣りに当たっては、禁止区域に十分注意して下さい。

記

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁の火光を利用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内（以下「火光を利用する船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和8年6月26日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

- 1 別表の禁止区域においては、水産動物の誘引を目的とした火光を利用する船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域についてはこの限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和8年7月26日から令和9年8月25日までとする。

◎委員会指示に違反した場合には

委員会指示違反を繰り返した場合、漁業法第193条により『1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する』と規定されており、罰せられることがあります。

◎マナーを守ろう

設定された制限・禁止区域に限らず、刺し網や養殖筏など漁具等周辺での遊漁は漁具破損など漁業者の迷惑になることがありますので注意しましょう。また、魚礁等で操業中の漁船、漁網等を曳航中の漁船とは十分距離をとり操業の妨害にならないようにしましょう。

☆和歌山のきれいな海は、みんなの大切な宝物です。遊漁者の皆さんは漁業者の迷惑にならないよう、ルールとマナーを守り快適な釣りを楽しみましょう。

※問い合わせ先

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL：073(441)3010 FAX：073(432)4124

E-mail：e0715001@pref.wakayama.lg.jp